

## アルテピア・カフェコーナー運営委託業務募集要項

AJ 共同事業体（以下「事業体」という）は、安来市総合文化ホールアルテピア（以下「アルテピア」という）を指定管理者として運営しています。アルテピアの設置目的を適正かつ効率的、効果的に達成するため、アルテピアの運営方針に基づき、現アルテピアカフェ運営委託者の期間が令和6年12月31日で終了することに伴い、アルテピアが公共施設ということを理解し、法令および条令等を遵守し、新たに飲食店の経営にチャレンジして行きたい方を中心に、広くアルテピアのカフェコーナー運営委託者の募集を行います。

スタートアップとして、事業経験を積み、将来的には、アルテピアカフェを卒業して安来市内に出店を検討されている方を応援します。

### 1 募集する運営施設（カフェコーナー）の概要

#### (1) 施設概要

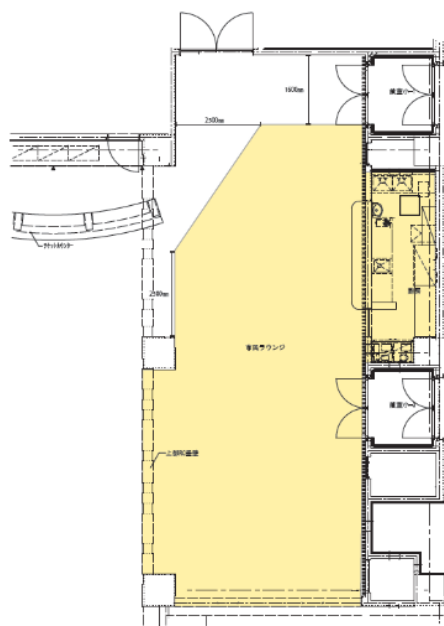
- ・店名：アルテピア・カフェ  
(業務委託のため独自の店名は付けられません)
- ・席数等：テーブル7脚  
イス 30脚・カウンターイス4席
- ・設備：冷凍・冷蔵庫、電子レンジ、IH等  
別紙1参照
- ・営業時間： 11:00-17:00  
(営業時間、イベント開催日は要相談)
- ・休館日：火曜日（火曜日が祝日の場合は翌営業日が休館日）  
及び年末年始（その他休業日は要相談）

#### (2) 業務概要

- ・軽食、ドリンク、スイーツの提供等
- ・HP等の作成による営業内容・広報の出来る方
- ・専用の電話番号を契約し独自に対応
- ・火器利用不可（調理は電気機器のみ）

#### (3) 費用等

- ・運営経費（光熱水費含む）は、毎月38,500円  
(税込)をアルテピアに支払うこと。売上収入は自らの収入とすることが出来ます。



### 2 申込資格

申込者の資格は次のとおり。

- (1) 安来市管轄の営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者

- (2) 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者
- (3) 食品賠償保険等に参加している者、または加入が決まっている者
- (4) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- (5) アルテピアの指示、出店区画に同意できる者

### 3 申込禁止

以下に該当する者は申込を行うことができない。また、申込者は自身が以下各号に該当する者ではないことを表明し保証する。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、及び未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留、または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行俗予期間が満了していない者
- (6) 公募日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (7) 別記「暴力団等の排除に係る特記事項」第1に定める事実があったとき
- (8) 2の要件を満たさない者
- (9) その他、当館が不適当と認めた者

### 4 申込資料等

申込者は、応募にあたり、以下の書類をアルテピアに提出することとする。なお、申込者は可否に関する異議申し立てをすることはできない。

- (1) 食品衛生責任者（またはそれに代わる資格証明書）の写し 1部
- (2) 食品賠償保険等の証明書の写し 1部
- (3) 販売メニュー等の品目の一覧 1部
- (4) 別紙申請書

※提出された書類は返還しません。また、個人情報は今回の募集にのみ必要に応じて使用します。

### 5 募集期間等

選定スケジュールは以下を予定しています。

募集要項の公開、募集開始	令和6年9月13日（金）
現地確認	募集期間中に連絡の上、調整した日に来館ください
募集要項に関する質疑の受付期限	令和6年10月5日
選定審議会	令和6年10月18日

(プレゼンテーション及びヒアリング)

候補者との協議・仮協定の締結 令和6年10月中旬頃予定

候補者との協定締結 令和6年10月下旬頃予定

(1) 募集に関する質問の対応

対応方法：来館、または電子メールにて

メールの場合は件名を「アルテピア・カフェコーナー募集要項・質問」としてください。

問い合わせ対応時間 休館日を除く9時から17時

(2) 応募方法

別紙申請書を持参・またはメールにて

メールの場合は件名を「アルテピア・カフェコーナー募集申込書」としてください。

mail: [arte@artepia.jp](mailto:arte@artepia.jp)

TEL 0854-21-0101

アルテピアカフェ担当 山路

6 その他

○施設にある什器は、ご活用いただけます。(機器の修繕保守は使用者によるものとする)

その他、ない備品消耗品は、使用者が準備すること。

○アルテピア開催予定のイベントスケジュールを事前に提供します。

○アルテピアのHP からカフェのHP にリンクを貼ります。

## 【別紙 1】

2024年9月12日 現在

## 貸出機械設備及び備品一覧

	貸出機械設備及び備品名	型番	数量	
機械設備	1	冷凍冷蔵庫（ホシザキ）	HRF-120ZT3	1 台
	2	カウンター		1 台
	3	キューブアイスメーカー（ホシザキ）	IM-35M	1 台
	4	キャビネットテーブル		1 台
	5	一層シンク		1 台
	6	テーブル型冷蔵庫（ホシザキ）	RT-120SNF	1 台
	7	二層シンク		1 台
	8	ワークテーブル		1 台
	9	吊戸棚		1 式
	10	手洗器		1 台
	11	テント（巻上機付）		1 式
	12	グリーストラップ	GF3-20F	1 台
備品一覧	13	電子レンジ（パナソニック）	NE-1801	1 台
	14	電子レジスター（東芝テック）	MA-550-5	1 台
	15	ペーパーホルダー	8732	1 台
	16	食器乾燥機（パナソニック）	FD-S35T4	1 台
	17	オープン（シャープ）	AX-H1	1 台
	18	IH調理器（パナソニック）	KZ-PH33	1 台
	19	ハン BerwWISE シングル（BUNN）	DBC-TF	1 台
	20	メイスイ浄水器（フィルター交換必要）	NFX-LC	1 台
	21	カップウォーマー（タイジ）	HS-120	1 台
	22	ブレンダー（ハミルトンハミルトンピーチ）	HBB250	1 台
	23	サービスワゴン	SG-53-3	2 台
	24	折り畳みスツール		2 脚
	25	アメニティ用アテーザ角形テーブル		7 台
	26	イートインシックビーボチェア		28 脚
	27	イートインシックビーボハイチェア		4 脚

	28	ハイテーブル		2	台
	29	人工樹木 (ベンジャミン)		1	鉢
	30	人工樹木 (ジャイアントポトス)		4	鉢
	31	ラティス		7	台
	32	木製イーゼル		1	台
	33	間仕切りパネル		2	台
消耗品一覧	34	タンブラー (ガラスコップ)		19	個
	35	両影箸ブラック		17	膳
	36	カフェトレイ 小 チーク木目		12	個
	37	コーヒースプーン		16	本
	38	ヒメフォーク		14	本
	39	耐熱抗菌まな板 LL		1	台
	40	調味料入れ 塩入れ		4	個
	41	リアルコーヒーセット		36	客
	42	三徳包丁		1	本
	43	ペティーナイフ		1	本
	44	長方形ストーンサービングプレート		19	皿
	45	正方形ストーンサービングプレート小		19	皿
	46	アクリル衝立		1	台

別記

### 暴力団等の排除に係る特記事項

(暴力団等の排除に係る契約の解除)

第1 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、安来市暴力団排除条例(平成24年安来市条例第2号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当すると認められる者と、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員及び支配人を、乙が法人以外の団体である場合には代表者又は理事等役員及び支配人と同等の権限を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

(2) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、1から5までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(6に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除等)

第2 乙は契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、暴力団又は暴力団員からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

3 乙は、下請負人等が暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。